

令和 6 年 5 月に判明した事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（1 件）

○ すでにお支払い済みの傷病手当金について、過払いとなっていたことが令和 6 年 5 月 27 日に判明しました。

傷病手当金支給日額の算出に用いる標準報酬月額が誤っていたことが原因です。

ご本人に事情を説明のうえ、過払いとなった傷病手当金については返納していただくことについて了承いただきました。

再発防止策として、傷病手当金支給日額の算出に用いる標準報酬月額の確認方法を見直しました。また、書類受付から支給決定までの流れについて、改めて担当グループ内に周知しました。